

樞密院會議筆記

一内閣調査局調査官の特別任用ニ關スル件

一内閣調査局調査官の特別任用ニ關スル件

一奏任文官特別任用令中改正ノ件  
大正二年勅令第三百六十二號任用分

限又ハ官等ノ初級陞格ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件中改正ノ件

昭和十年五月八日(水曜日)午前十時十分開議  
聖上臨御

出席員

平沼副議長

大臣

岡田内閣總理大臣 四番

高橋大藏大臣 五番

後藤内務大臣 六番

大角海軍大臣 七番

廣田外務大臣 八番

林 陸軍大臣 九番

床次遞信大臣 十番

小原司法大臣 十一番

町田商工大臣 十二番

山崎農林大臣 十三番

松田文部大臣 十四番

内田鐵道大臣 十五番

兒玉拓務大臣 十六番

顧問官

久保田顧問官 十九番

富井顧問官 二十番

黒田顧問官 廿二番

櫻井顧問官 廿三番

荒井顧問官 廿四番

河合顧問官 廿五番

鈴木(實)顧問官 廿七番

石井顧問官 廿八番

有馬顧問官 廿九番

窪田顧問官 卅一番

栗野顧問官 卅二番

元田顧問官 卅三番

鈴木(選)顧問官 卅四番

石塚顧問官 卅五番

坂本顧問官 卅六番

石渡顧問官 卅七番

清水顧問官 卅八番

藤澤顧問官 卅九番

林 顧問官 四十番

關席員

皇族

一木議長

雍仁親王 一番

宣仁親王 二番

載仁親王 三番

顧問官

金子顧問官 十八番

石黒顧問官 廿一番

石原顧問官 廿六番

原 顧問官 三十番

欄  
審  
院

委員

横溝内閣書記官

金森法制局長官

樋貝法制局參事官

報告員

富井審査委員長

書記官長

村上書記官長

書記官

堀江書記官

武藤書記官

議長(平沼)

之ヨリ會議ヲ開ク

内閣調査局官制

文官任用令中改正ノ件

内閣調査局調査官ノ特別任用ニ關スル件

奏任文官特別任用令中改正ノ件

大正二年勅令第二百六十二號任用分限又

ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用セサル文

官ニ關スル件中改正ノ件

以上五件ヲ一括シテ議題ニ供シ第一讀會ヲ

開キ朗讀ヲ省略シテ審査委員長ノ報告ヲ求

ム

報告員(富井) 今回御諮詢ノ内閣調査局官制外

四件ニ付本官等審査委員ヲ命ゼラレ客月

十五日及二十六日ノ兩日委員會ヲ開キ國政

大臣及關係諸官ノ辯明ヲ聽取シ以テ之が本

覈ヲ遂ゲタリ

國務大臣ノ説明ニ依レバ凡ソ國政ノ變理ニ

當リ内閣ノ任トスベキ所ハ隨時必要ナル應

急的政策ヲ遂行スルノ外國政全般ニ互リテ

根本的政策ヲ樹立シ之が實現ヲ企圖スルニ

在リ而シテ重要ナル國策ノ樹立ニ當リテハ

具ニ各般ノ利害ヲ檢討シ充分ナル考察ヲ加

ヘテ萬一ニモ遺漏ナキヲ期セザルベカラザ

ルコト言ヲ俟タズ然ルニ内外ノ事情年ト共

ニ複雑ヲ加ヘ各個ノ重要政策ハ相互ニ影響

スル所深ク之ニ對スル社會各方面ノ希望亦

多岐ナルコト尠カラズ加フルニ近時應急ノ

措置ヲ要スル事件頻發シ爲メニ各種ノ問題

が當面ノ必要ニ應ジテ部分的ニ處理セラレ

ル場合多ク從テ動モスレバ國政ノ基調タル

ベキ大計ヲ策定スルニ慎重ヲ缺クノ憾ナ  
トセズ固ヨリ各省ニ於テハ其ノ主管事項  
關スル調査研究ヲ怠ラズ内閣ニ於テハ之ガ  
統合大成ニ努力スト雖之ヲ現時ノ實狀ニ照  
スニ重要政策ヲ審定シテ政治ノ刷新改善  
計ルニハ從來ノ機構ノミヲ以テシテハ所期  
ノ目的ヲ達成スルコト困難ナルニ由リ内閣  
ニ於テ慎重考慮ノ結果此ノ缺陷ヲ補フベキ  
施設トシテ茲ニ内閣審議會及内閣調査局ヲ  
設置スルノ案ヲ立テタルナリ

内閣審議會ハ各方面ノ識見卓越ナル者ヲ集  
メ大局上ヨリ達觀シテ重要政策ヲ審議セシ  
ムトスルモノニシテ其ノ組織權限ハ參考  
トシテ添附シタル別案官制ノ定ムル所ニ係  
ル其ノ規定ニ依レバ同會ハ内閣ニ隸シ重要  
政策ニ付内閣ノ諮問ニ應ジテ調査審議シ又  
ハ内閣ニ建議スルヲ以テ權限トシ會長副會  
長各一人及委員十五人以内ヲ以テ之ヲ組織  
シ會長ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充テ副會  
長ハ國務大臣中ヨリ委員ハ練達堪能ノ者ノ



中ヨリ勅命セララルモノトシ國務大臣ニハ  
會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得  
メ同會ニ幹事ヲ置キ內閣書記官長法制局長  
官及內閣調查局長官ヲ以テ之ニ充テ庶務ハ  
內閣調查局ヲシテ之ヲ掌ラシムルコトトス  
而シテ此ノ內閣審議會ハ性質上永久ニ存續  
スベキモノニ非ズシテ時局ノ必要ニ應ズル  
臨時的施設タルヲ以テ本旨トシ唯內閣ノ更  
迭等ニ因リテ變動スル一時的ノモノト爲ス  
コトヲ欲セザル旨內閣總理大臣ハ言明シタ

リ

內閣調查局ハ各方面ノ實際ニ即シタル専門  
的智識ヲ網羅シ綜合的見地ニ於テ重要政策  
ニ關スル基本的調査ヲ爲スコトヲ目的トス  
ルモノニシテ其ノ官制案一件及職員ノ特別  
任用等ニ關スル勅令案四件ヲ本院ノ詢議ニ  
付セラレタルナリ今其ノ各件ノ要旨ヲ述ブ  
レバ次ノ如シ

第一 內閣調查局官制

(一) 內閣調查局ハ內閣總理大臣ノ管理ニ屬

シ重要政策ニ關スル調査特ニ内閣總理大臣ヨリ命ゼラレタル重要政策案ノ審査及内閣審議會ノ庶務ヲ掌リ之ガ爲メ關係各廳ニ對シ必要ナル資料ノ提出又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得ルモノトシ(二)同局ニ常務職員トシテ勅任ノ長官奏任ノ調査官專任十五人(内五人以勅任ト)奏任調査官ヲシテ兼ネシムル書記官一人奏任ノ事務官專任一人及判任ノ屬專任二十人ヲ置キ外ニ局務ニ參與シ又ハ專門事項ノ調査ニ從事セ

シムル爲メ參與常任委員及專門委員ヲ置キ參與ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ジ其ノ待遇ハ本官アル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇本官ナキ者ニ付テハ勅任待遇トシ常任委員ハ内閣書記官長及法制局長官ヲ以テ之ニ充テ專門委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ジ參與及專門委員ハ任期

ヲ二年トシ特別ノ事由アルトキハ任期中  
ト雖之ヲ解任スルヲ得ルモノトシ(三)長官  
ハ重要政策ニ關スル調査及重要政策案ノ  
審査ノ事務ニ付テハ内閣總理大臣内閣  
議會ノ庶務ニ付テハ同會ノ會長及副會長  
ノ指揮監督ヲ承クルモノトシ其ノ他長官  
以下ノ常務職員ノ職務ヲ定ム

第二 文官任用令中改正ノ件

前陳内閣調査局ノ長官ハ其ノ地位及職任  
ニ鑑ミ廣ク適材ヲ求ムルノ必要アリテ其

ノ任用ヲ普通任用ノ資格アル者ノミニ限  
定スベカラザルガ故ニ之ニ對シ特別任用  
ノ途ヲ開ク爲メ本案ヲ以テ文官任用令第  
三條ノ二列記ノ勅任文官中ニ右ノ内閣調  
査局長官ヲ加ヘ該官ハ同令所定ノ正規ノ  
資格ヲ有セザルモ其ノ職務ニ必要ナル學  
識技能及經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試  
驗委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ  
得ルモノト爲サムトス

第三 内閣調査局調査官ノ特別任用ニ關ス

ル件

前陳内閣調査局ノ調査官モ亦其ノ地位及  
職任ニ鑑ミ廣ク適材ヲ求ムルノ必要アリ  
テ其ノ任用ヲ普通任用ノ資格アル者ノニ  
ニ限定スベカラザルガ故ニ本案ヲ以テ之  
ガ爲メ新ニ特別任用ノ規程ヲ設ケ該官ハ  
正規ノ資格ナキモ其ノ職務ニ必要ナル學  
識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試験委員  
ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得ルモ  
ノト爲サムトス

第四 奏任文官特別任用令中改正ノ件

前陳内閣調査局ノ事務官ハ一般ノ奏任文  
官ニ外ナラズト雖其ノ地位及職責ニ鑑ミ  
且類似ノ先例ニ徴シ其ノ任用ヲ普通任用  
ノ資格アル者ノニニ限定スベカラザル事  
情アルニ由リ本案ヲ以テ奏任文官特別任  
用令列記ノ諸官中ニ該官ヲ加ヘ同令所定  
ノ官歴アル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓  
衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得ルモノト  
爲サムトス

第五 大正二年勅令第二百六十二號任用公

限又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用

セサル文官ニ關スル件中改正ノ件

本勅令第二條ノ現行規定ニ依レバ文官任

用令第三條ノ二ニ掲グル勅任文官其ノ他

特別任用規定ノ適用ヲ受クル若干ノ高等

文官ニ付テハ其ノ任用ニ支障ナカラシム

ル爲メ高等官官等俸給令第四條所定ノ初

叙官等ニ關スル制限ヲ受ケシメザル旨ヲ

定メタリ前陳新設ノ内閣調査局長官ハ文

官任用令第三條ノ二ニ追加セララルガ故

ニ當然本勅令第二條ノ規定ノ適用ヲ受ク

ルモノト爲ルモ同局調査官ニ付テハ特ニ

之ヲ規定スルノ要アルニ由リ本案ヲ以テ

本勅令第二條列記ノ諸官中ニ該官ヲ加ヘ

初叙官等ノ制限ヲ受ケザルモノトセムト

スルナリ

按ズルニ今回ノ施設ニ係ル内閣審議會及内

閣調査局ハ國政全般ニ亙リテ重要政策ノ審

議調査ヲ爲シ頼リテ以テ庶政ニ新生面ヲ展

開セムコトヲ使命トスルモノニシテ其ノ旨トスル所ハ必ズシモ不可ナルニ非ズ又今中外ノ情勢ニ察シ内閣審議會ヲ臨時特設シテ國策ノ審定ニ與ラシムルヲ以テ緊要時務ナリトスル當局ノ意圖モ亦之ヲ諒トスルニ難カラズ而シテ本院ノ詢議ニ付セラレタル内閣調査局官制外四件ノ勅令案ハ其ノ條項ニ於テハ特ニ非議スベキ點ヲ認メズ然レドモ百般ノ行政ハ現ニ各省其ノ他既設ノ部局ニ於テ之ヲ分擔シ之ヲ統轄スルニ内閣

アリ加フルニ特殊事項ノ審議ノ爲メ現ニ設置セラレタル大小多數ノ委員會ノ如キ調査機關アリ今更ニ前述ノ二機關ヲ新置スルヤ之ト既設各官省諸機關トノ間ノ連絡協調ヲ圓滑ニシ其ノ廢止スベキモノハ之ヲ廢止シテ無用ノ重複ヲ避クルニ非ザレバ徒ニ屋上屋ヲ架スルノ弊ニ墮シ却テ政務ノ澁滯ヲ來スノ虞ナシトセズ乃チ此ノ新施設ヲシテ能ク所期ノ效果ヲ全カラシムルハ決シテ容易ノ業ナリト謂フベカラズサレバ當局諸官ニ

於テハ之ガ運用ニ當リ最善ノ注意ヲ惜マズ  
最大ノ努力ヲ怠ラズ以テ苟モ情弊ヲ生ゼシ  
ムルコトナク當初ノ意圖ニ合致セル成績ヲ  
收ムルニ遺憾ナカラムコトヲ期セザルベカ  
ラズ是レ本官等ノ衷心希望ニ堪ヘザル所ナ  
リ仍テ審査委員會ニ於テハ本案五件ハ總テ  
原案ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベキ旨此ノ希  
望意見ト共ニ全會一致ヲ以テ議決シタリ  
右審査ノ結果ヲ報告ス

議長 (平沼)

別ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ

省略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ  
起立ヲ請フ

(全員起立)

議長 (平沼)

全會一致可決セラレタリ

本日ハ之ニテ閉會ス

聖上入御

(午前十時三十分閉會)





三 内閣審議會ノ庶務

内閣調査局ハ關係各廳ニ對シ調査又ハ審査ニ付必要ナル資料ノ提出又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

第二條 内閣調査局ニ左ノ職員ヲ置ク

長官 勅任

調査官 專任十五人 奏任内五人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

書記官 一人 奏任奏任調査官ヲシテ之ヲ兼ネシム

事務官 專任一人 奏任

屬 專任二十人 判任

第三條 内閣調査局ニ參與ヲ置キ局務

ニ參與セシム

參與ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官又ハ學識經驗アル者ノ

中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

參與ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇トス

參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルヲ妨ゲズ

第四條 内閣調査局ニ常任委員ヲ置キ常時局務ニ參與セシム

常任委員ハ内閣書記官長及法制局長官ヲ以テ之ニ充ツ

第五條 内閣調査局ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム  
専門委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依

リ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ  
專門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルヲ妨ゲズ

第六條 長官ハ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ

指揮監督ス但シ第一條第一項第三號ノ事務ニ付テハ内閣審議會ノ會長及副會長ノ指揮監督ヲ承ク

第七條 奏任官ノ進退ハ長官之ヲ内閣總理大臣ニ具狀シ判任官以下ハ之ヲ專行ス

第八條 長官事故アルトキハ上席調査

官其ノ職務ヲ代理ス

第九條 調査官ハ長官ノ命ヲ承ケ調査  
及審査ヲ掌ル

第十條 書記官及事務官ハ長官ノ命ヲ  
承ケ局中ノ事務ヲ掌ル

第十一條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務  
ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

文官任用令中左ノ通改正ス

第三條ノ二中、海外駐劄財務官ノ前二内  
閣調査局長官ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

内閣調査局調査官ハ其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス

「法制局理事官」ノ次ニ「内閣調査局事務官」

ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

大正二年勅令第百六十二號中左ノ通  
改正ス

第二條中「文官任用令第三條ノ二ニ掲ク  
ル勅任文官」以下ニ「内閣調査局調査官」ヲ  
加フ

附則



本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス